

障発第0402002号  
平成19年4月2日

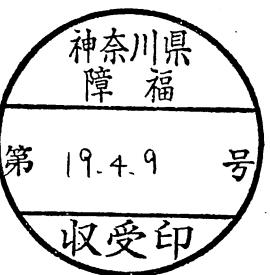
都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、  
設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

平成18年12月6日障発第1206001号にて厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成19年  
4月1日から適用することとしたので通知する。



## 新旧対照表

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第十八 附則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例（基準附則第13条）</p> <p>基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、次の要件を満たすものとして都道府県知事が判断した場合において、<u>平成21年3月31日までの間</u>、生活支援員及びサービス管理責任者を配置しないことができるものとする。</p> <p>(1) 平成18年9月30日において、旧指定共同生活援助と併せて、旧指定居宅介護（身体介護、家事援助又は日常生活支援に限る。）の支給決定を受けていた利用者が、平成18年10月1日以降も引き続き指定共同生活介護の支給決定を受ける場合であること。</p> <p>この場合、指定申請の際には、当該利用者の受給者証の写し等により、平成18年9月30日における旧指定居宅介護の支給決定の有無について都道府県知事が確認する必要があることに留意すること。</p> <p>(2) 共同生活介護事業者が生活支援員を確保することが困難であること。</p>	<p>第十八 附則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例（基準附則第13条）</p> <p>基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、次の要件を満たすものとして都道府県知事が判断した場合において、<u>平成20年3月31日までの間</u>、生活支援員及びサービス管理責任者を配置しないことができるものとする。</p> <p>(1) 平成18年9月30日において、旧指定共同生活援助と併せて、旧指定居宅介護（身体介護、家事援助又は日常生活支援に限る。）の支給決定を受けていた利用者が、平成18年10月1日以降も引き続き指定共同生活介護の支給決定を受ける場合であること。</p> <p>この場合、指定申請の際には、当該利用者の受給者証の写し等により、平成18年9月30日における旧指定居宅介護の支給決定の有無について都道府県知事が確認する必要があることに留意すること。</p> <p>(2) 共同生活介護事業者が生活支援員を確保することが困難であること。</p>

<p>8 略</p> <p>9 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例（基準附則第15条）</p> <p>経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と一体的に行う指定共同生活援助事業所については、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の経過措置期間と同様、平成21年3月31日までの間、サービス管理責任者を置かないことができるることとし、第213条において準用する第58条の規定に基づく共同生活援助計画の作成義務は課さないこととしたものである。</p> <p>また、当該経過的居宅介護利用型指定共同介護事業所の管理者は、第213条において準用する第66条に掲げる業務のほか、第146条に掲げるサービス管理責任者の業務を行うものとする。</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p><u>13 指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第18条の2）</u></p> <p>指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護の対象者であって、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成21年3月31日までの間、当該利用者については、基準第147条第3項の規定を適用しないものとする。</p> <p>この場合、基準第138条第1項第2号に掲げる当該指定共同生活介護事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者を除き、適用するものとする。</p> <p><u>14 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例（基準附則第19条）</u></p>	<p>8 略</p> <p>9 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例（基準附則第15条）</p> <p>経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と一体的に行う指定共同生活援助事業所については、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の経過措置期間と同様、平成20年3月31日までの間、サービス管理責任者を置かないことができるることとし、第213条において準用する第58条の規定に基づく共同生活援助計画の作成義務は課さないこととしたものである。</p> <p>また、当該経過的居宅介護利用型指定共同介護事業所の管理者は、第213条において準用する第66条に掲げる業務のほか、第146条に掲げるサービス管理責任者の業務を行うものとする。</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p><u>13 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例（基準附則第19条）</u></p>
---	---